地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 28 年 2 月修正）	改　正　後	改正理由
	第１編　総則 第１章　計画の目的・方針 第１節　計画の目的 第２節　計画の性格 第３節　計画の構成 第４節　碧南市地域防災計画の作成又は修正 第２章　碧南市の特質と災害要因 第１節　碧南市の地形・地質 第２節　既往の地震とその被害 第３節　社会的条件 第３章　被害想定及び減災効果 第１節　基本的な考え方 第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果 第４章　基本理念及び重点を置くべき事項 第１節　防災の基本理念 第２節　重点を置くべき事項 第５章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第１節　実施責任 第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 第２編　災害予防 第１章　防災協働社会の形成推進 第１節　防災協働社会の形成推進 第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 第３節　企業防災の促進 第２章　建築物等の安全化 第１節　建築物の耐震推進 第２節　交通関係施設等の整備 第３節　ライフライン関係施設等の整備 第４節　文化財の保護 第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 第３章　都市の防災性の向上 第１節　マスタープラン等の策定	第１編　総則 第１章　計画の目的 第１節　計画の目的 第２節　計画の性格 第３節　計画の構成 第４節　碧南市地域防災計画の作成又は修正 第２章　碧南市の特質と災害要因 第１節　碧南市の地形・地質 第２節　本市における既往の地震とその被害 第３節　社会的条件 第３章　被害想定及び減災効果 第１節　基本的な考え方 第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果 第４章　基本理念及び重点を置くべき事項 第１節　防災の基本理念 第２節　重点を置くべき事項 第５章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第１節　実施責任 第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 第２編　災害予防 第１章　防災協働社会の形成推進 第１節　防災協働社会の形成推進 第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 第３節　企業防災の促進 第２章　建築物等の安全化 第１節　建築物の耐震推進 第２節　交通関係施設等の整備 第３節　ライフライン関係施設等の整備 第４節　文化財の保護 第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 第３章　都市の防災性の向上 第１節　マスタープラン等の策定	

	第２節　防災上重要な都市施設の整備 第３節　建築物の不燃化の促進 第４節　市街地の面的な整備・改善 第４章　地盤災害の予防 第１節　土地利用の適正誘導 第２節　液状化対策の推進 第３節　宅地造成の規制誘導 第４節　土砂災害の防止 第５節　被災宅地危険度判定の体制整備 第５章　防災施設等の整備 第６章　避難行動の促進対策 第１節　気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備 第２節　避難場所及び避難路の指定等 第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 第４節　避難誘導等に係る計画の策定 第５節　避難に関する意識啓発 第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の指定・整備 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第８章　火災予防・危険性物質の防災対策 第１節　火災予防対策に関する指導 第２節　消防力の整備強化 第３節　危険物施設防災計画 第４節　高圧ガス大量貯蔵所防災計画 第５節　毒物劇物取扱施設防災計画 第９章　津波等予防対策 第１節　津波対策に係る地域の指定等 第２節　津波防災体制の充実 第３節　津波防災知識の普及 第４節　津波等防災事業の推進 第 10 章　広域応援体制の整備	第２節　防災上重要な都市施設の整備 第３節　建築物の不燃化の促進 第４節　市街地の面的な整備・改善 第４章　液状化対策・土砂災害等の予防 第１節　土地利用の適正誘導 第２節　液状化対策の推進 第３節　宅地造成の規制誘導 第４節　土砂災害の防止 第５節　被災宅地危険度判定の体制整備 第５章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第６章　避難行動の促進対策 第１節　津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備 第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等 第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 第４節　避難誘導等に係る計画の策定 第５節　避難に関する意識啓発 第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の指定・整備 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第８章　火災予防・危険性物質の防災対策 第１節　火災予防対策に関する指導 第２節　消防力の整備強化 第３節　危険物施設防災計画 第４節　高圧ガス大量貯蔵所防災計画 第５節　毒物劇物取扱施設防災計画 第９章　津波等予防対策 第１節　津波対策に係る地域の指定等 第２節　津波防災体制の充実 第３節　津波防災知識の普及 第４節　津波等防災事業の推進 第 10 章　広域応援体制の整備	

	第１節　広域応援体制の整備 第２節　救援隊等による協力体制の整備 第 11 章　防災訓練及び防災意識の向上 第１節　防災訓練の実施 第２節　防災のための意識啓発・広報 第３節　防災のための教育 第４節　防災意識調査及び地震相談の実施 第 12 章　震災に関する調査研究の推進 第３編　災害応急対策 第１章　活動態勢（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の設置・運営 第２節　職員の派遣要請 第２章　避難行動 第１節　津波警報等の伝達 第２節　避難の指示 第３節　住民等の避難誘導 第３章　災害情報の収集・伝達・広報 第１節　被害状況等の収集・伝達 第２節　通信手段の確保 第３節　広報・広聴 第４章　応援協力・派遣要請 第１節　応援協力 第２節　救援隊等による協力 第３節　自衛隊の災害派遣 第４節　ボランティアの受入れ 第５節　労務計画 第６節　防災活動拠点の確保 第５章　救出・救助対策 第１節　救出・救助活動 第２節　海上における避難救出活動	第１節　資料の整備（追加） 第２節　広域応援体制の整備 第３節　応援部隊等に係る広域応援体制の整備 第 11 章　防災訓練及び防災意識の向上 第１節　防災訓練の実施 第２節　防災のための意識啓発・広報 第３節　防災のための教育 第第４節　防災意識調査及び地震相談の実施 第 12 章　防災に関する調査研究の推進 第 13 章　災害救助基金の管理（追加） 第３編　災害応急対策 第１章　活動態勢（組織の動員配備） 第１節　災害対策本部の設置・運営 第２節　職員の派遣要請 第２章　避難行動 第１節　気象警報等の発表、伝達 第２節　避難の勧告・指示 第３節　住民等の避難誘導 第３章　災害情報の収集・伝達・広報 第１節　被害状況等の収集・伝達 第２節　通信手段の確保 第３節　広報 第４章　応援協力・派遣要請 第１節　応援協力 第２節　応援部隊等による広域応援等 第３節　自衛隊の災害派遣 第４節　ボランティアの受入 第５節　労務計画 第６節　防災活動拠点の確保 第７節　南海トラフ地震の発生時における広域受援（追加） 第５章　救出・救助対策 第１節　救出・救助活動 第２節　海上における避難救出活動	

地震・津波災害対策計画編

	第３節　航空機の活用 第６章　消防活動・危険性物質対策 第１節　消防活動 第２節　危険物施設対策計画 第３節　高圧ガス大量貯蔵所対策計画 第４節　毒物劇物取扱施設対策計画 第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第１節　医療救護 第２節　防疫・保健衛生 第８章　地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 第１節　地域安全対策 第２節　道路交通規制等 第３節　緊急輸送道路等の確保 第４節　緊急輸送手段の確保 第９章　浸水・津波対策 第１節　浸水対策 第２節　津波対策 第 10 章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の開設・運営 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 11 章　水・食品・生活必需品等の供給 第１節　給水 第２節　食品の供給 第３節　生活必需物資の供給 第 12 章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第１節　環境汚染防止計画 第２節　廃棄物処理計画 第 13 章　遺体の取扱い 第１節　遺体の捜索・収容 第２節　遺体の処理 第３節　遺体の埋火葬	第３節　航空機の活用 第６章　消防活動・危険性物質対策 第１節　消防活動 第２節　危険物施設対策計画 第３節　高圧ガス大量貯蔵所対策計画 第４節　毒物劇物取扱施設対策計画 第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第１節　医療救護 第２節　防疫・保健衛生 第８章　交通の確保・緊急輸送対策 第１節　道路交通規制等 第２節　道路施設対策 第３節　港湾・漁港施設対策 第４節　鉄道施設対策 第５節　緊急輸送手段の確保 第９章　浸水・津波対策 第１節　浸水対策 第２節　津波対策 第 10 章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第１節　避難所の開設・運営 第２節　要配慮者支援対策 第３節　帰宅困難者対策 第 11 章　水・食品・生活必需品等の供給 第１節　給水 第２節　食品の供給 第３節　生活必需品の供給 第 12 章　環境汚染防止及び地域安全対策 第１節　環境汚染防止対策 第２節　地域安全対策 第 13 章　遺体の取扱い 第１節　遺体の捜索 第２節　遺体の処理 第３節　遺体の埋火葬	

	第 14 章　交通施設の応急対策 第１節　道路施設対策 第２節　鉄道施設対策 第３節　港湾・漁港施設対策 第 15 章　ライフライン施設等の応急対策 第１節　電力施設対策 第２節　ガス施設対策 第３節　上水道施設対策 第４節　工業用水道施設対策 第５節　下水道施設対策 第６節　通信施設の応急措置 第７節　郵便業務の応急措置 第 16 章　住宅対策 第１節　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 第２節　被災住宅等の調査 第３節　公共賃貸住宅等への一時入居 第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 第５節　住宅の応急修理 第６節　障害物の除去 第 17 章　学校における対策 第１節　津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第２節　教育施設及び教職員の確保 第３節　応急な教育活動についての広報 第４節　教科書・学用品等の給与 第５節　被災教職員、児童・生徒の健康管理	第 14 章　ライフライン施設等の応急対策 第１節　電力施設対策 第２節　ガス施設対策 第３節　上水道施設対策 第４節　工業用水道施設対策 第５節　下水道施設対策 第６節　通信施設の応急措置 第７節　郵便業務の応急措置 第 15 章　住宅対策 第１節　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 第２節　被災住宅等の調査 第３節　公共賃貸住宅等への一時入居 第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 第５節　住宅の応急修理 第６節　障害物の除去 第 16 章　学校における対策 第１節　津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第２節　教育施設及び教職員の確保 第３節　応急な教育活動についての広報 第４節　教科書・学用品等の給与 第５節　被災教職員、児童・生徒の健康管理	
	第４編　災害復旧 第１章　民生安定のための緊急措置（削除） 第１節　義援金その他資金等による支援 第２節　金融対策 第３節　住宅等対策 第４節　労働者対策	第４編　災害復旧・復興	

	第５節　罹災証明書の交付 第６節　暴力団等への対策 第２章　公共施設等災害復旧対策 第１節　公共施設災害復旧事業 第２節　激甚災害の指定 第３章　震災復興都市計画の決定手続き 第１節　第一次建築制限 第２節　第二次建築制限 第３節　復興都市計画事業の都市計画決定 第４章　財政対策 第１節　財源の確保 第２節　費用の負担 第５編　東海地震に関する事前対策 第１章　対策の意義及び東海地震に関連する情報 第１節　東海地震に関する事前対策の意義 第２節　東海地震に関連する情報 第２章　地震災害警戒本部の設置等 第１節　地震災害警戒本部の設置等 第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達 第３節　警戒宣言発令時等の広報 第４節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第１章　公共施設等災害復旧対策 第１節　公共施設災害復旧事業 第２節　激甚災害の指定 第３節　暴力団等への対策 第２章　災害廃棄物処理対策 第３章　震災復興都市計画の決定手続き 第１節　第一次建築制限 第２節　第二次建築制限 第３節　復興都市計画事業の都市計画決定 第４章　被災者等の再建等の支援（追加） 第１節　罹災証明書の交付等 第２節　被災者への経済的支援等 第３節　金融対策 第４節　住宅等対策 第５節　労働者対策 第５章　商工業・農林水産業の再建支援（追加） 第１節　商工業の再建支援（追加） 第２節　農林水産業の再建支援（追加） 第６章　財政対策 第１節　財源の確保 第２節　費用の負担 第５編　東海地震に関する事前対策 第１章　対策の意義及び東海地震に関連する情報 第１節　東海地震に関する事前対策の意義 第２節　東海地震に関連する情報 第２章　地震災害警戒本部の設置等 第１節　地震災害警戒本部の設置等 第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達 第３節　警戒宣言発令時等の広報 第４節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配	

	第１節　主要食糧、医薬品の確保 第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 第４章　発災に備えた直前対策 第１節　避難対策 第２節　消防、浸水等対策 第３節　社会秩序の維持対策 第４節　道路交通対策 第５節　鉄道 第６節　バス 第７節　海上交通 第８節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第９節　生活必需品の確保 第 10 節　金融対策 第 11 節　郵政事業対策 第 12 節　病院、診療所 第 13 節　スーパーマーケット等 第 14 節　緊急輸送 第 15 節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 第５章　市及び県が管理又は運営する施設に関する対策 第１節　道路 第２節　河川及び海岸 第３節　港湾・漁港 第４節　不特定かつ多数の者が出入りする施設 第５節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 第６節　工事中の建築物等に対する措置 第６章　他機関に対する応援要請 第１節　防災関係機関に対する応援要請等 第２節　自衛隊の地震防災派遣 第７章　市民のとるべき措置 第１節　家庭においてとるべき措置 第２節　職場においてとるべき措置 索引	第１節　主要食糧、医薬品、住宅等の確保 第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 第４章　発災に備えた直前対策 第１節　避難対策 第２節　消防、浸水等対策 第３節　社会秩序の維持対策 第４節　道路交通対策 第５節　鉄道 第６節　バス 第７節　海上交通 第８節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第９節　生活必需品の確保 第 10 節　金融対策 第 11 節　郵政事業対策 第 12 節　病院、診療所 第 13 節　スーパーマーケット等 第 14 節　緊急輸送 第 15 節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 第５章　市及び県が管理又は運営する施設に関する対策 第１節　道路 第２節　河川及び海岸 第３節　港湾・漁港 第４節　不特定かつ多数の者が出入りする施設 第５節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 第６節　工事中の建築物等に対する措置 第６章　他機関に対する応援要請 第１節　防災関係機関に対する応援要請等 第２節　自衛隊の地震防災派遣 第７章　市民のとるべき措置 第１節　家庭においてとるべき措置 第２節　職場においてとるべき措置 索引	
	第１編　総則	**第１編　総則**	

1	**第１章　計画の目的・方針** **第２節　計画の性格**	**第１章　計画の目的** **第２節　計画の性格**	
2	（追加）	**４　愛知県地域強靭化計画との関係** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、愛知県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。 ア　県民の生命を最大限守る イ　地域及び社会の重要な機能を維持する ウ　県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する エ　迅速な復旧復興を可能とする	愛知県地域強靭化計画の策定
2	**４　他の計画との関係** (1) この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成２５年法律第９５号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靭化地域計画（平成２７年８月策定）を指針とするものとする。	**５　他の計画との関係** （削除）	記載箇所の変更
	(2)水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	表記の整理
	第３節　計画の構成	**第３節　計画の構成**	
	構　成：第４編　災害復旧 主な内容：被災地域の迅速な復旧に向けた対策　等	構　成：第４編　災害復旧・復興 主な内容：被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	表記の整理（防災基本計画）
4	**第２章　碧南市の特質と災害要因** **第２節　既往の地震とその被害**	**第１章　計画の目的** **第２節　本市における既往の地震とその被害**	表記の整理
6	**第３章　被害想定及び減災効果** **第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果** **１　南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果**	**第３章　被害想定及び減災効果** **第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果** **１　南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果**	

	（1）被害予測 イ　調査結果の概要 （ｲ）結果 b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 ＜浸水・津波＞	**（1）被害予測** イ　調査結果の概要 （ｲ）結果 b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 ＜浸水・津波＞
8		調査結果の訂正

津波ケース	（略）	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）
① （碧南）	（略）	約 37,000ha （約 1,107ha）
⑦ （碧南）	（略）	約 35,000ha （約 1,065ha）

津波ケース	（略）	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）
① （碧南）	（略）	約 35,000ha （約 1,106ha）
⑦ （碧南）	（略）	約 32,800ha （約 1,064ha）

12 **第５章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱**

第１節　実施責任

14 **３　指定地方行政機関**

機関名	内　容
（略）	（略）
東海農政局	（1）農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2)～(12)　　（略）
（略）	（略）
名古屋地方気象台	（1）地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。 （2）次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報 イ　東海地震に関連する情報 ウ　緊急地震速報（気象庁から伝達する） （3）地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。 （4）南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をす

機関名	内　容	
（略）	（略）	
東海農政局	（1）農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2)～(12)　　（略）	表記の整理
（略）	（略）	
名古屋地方気象台	（1）愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。 （2）愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。 （3）愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 （4）都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 （5）市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルや	15 表記の整理

	る。 (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。		ハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
16 17 **中部地方整備局**	(1)～(3)　(略) (4)ア～イ　(略) ウ　海上緊急輸送路を確保するため、津波流出物の除去等を実施する。 エ～キ　(略) ク　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。	**中部地方整備局**	(1)～(3)　(略) (4)ア～イ　(略) ウ　航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。 エ～キ　(略) ク　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。	表記の整理
(略)	(略)	(略)	(略)	
近畿中部防衛局東海防衛支局	(略)	**近畿中部防衛局東海防衛支局**	(略)	
(追加)	(追加)	**国土地理院中部地方測量部**	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第３６条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。	指定地方行政機関の追加

17 **６　指定公共機関**

機関名	内　容
(略)	(略)
18 **日本赤十字社**	(1) ～(4)　(略) (5) 義援金の受付及び配分を行う。(略)

６　指定公共機関

機関名	内　容
(略)	(略)
日本赤十字社	(1) ～(4)　(略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。(略)

（略）	（略）	（略）	（略）
ソフトバンクモバイル株式会社	（略）	ソフトバンク株式会社	（略）

19

第２編　災害予防

21 **第１章　防災協働社会の形成推進**

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	（市） 防災課	1(1)、1(2)　（略） 1(3) 市における業務継続計画の策定
（略）	（略）	（略）
第３節 企業防災の促進	（市） 防災課、 商工課	（追加） 1(1)、1(2)　（略） 1(3) 事業の継続 1(4) 地域貢献・地域との共生

第１節　防災協働社会の形成推進

１　市における措置

22 (3)市における業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

３　市民の基本的責務

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携

23 **１　市における措置**

ウ　自主防災会等の協力体制の推進

いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関（消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）の協力体制の推進のため、ネットワーク化を図る

第２編　災害予防

第１章　防災協働社会の形成推進

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	（市）防災課	1(1)、1(2)　（略） （削除）　*※第５章に記載*
（略）	（略）	（略）
第３節 企業防災の促進	企業 （市）防災課、 商工課	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2)、1(3)　（略） （削除） 1(4) 地域との共生と貢献

第１節　防災協働社会の形成推進

１　市における措置

（削除）　*※第５章に記載*

記載箇所の変更

３　市民の基本的責務

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

表記の整理（防災基本計画の修正）

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携

１　市における措置

表記の整理

ウ　自主防災会等の協力体制の推進

いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）の協力体制の推進のため、ネット

	防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	ワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	
	第３節　企業防災の促進	**第３節　企業防災の促進**	
25	**１　企業における措置**	**１　企業における措置**	
	（追加） 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。	(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	表記の整理（防災基本計画の修正）
		特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	（1）顧客及び従業員等の生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。	(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	（2）二次災害の防止 製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。	(3) 二次災害の防止 落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定
	（3）事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。	（削除）	記載箇所の変更
	（4）地域貢献・地域との共生 災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であ	(4) 地域との共生と貢献 緊急時における企業･組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。	事業継続ガイドライン」（内閣府）の改定

	るが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。 また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。	企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。	
27	**第２章　建築物等の安全化**	**第２章　建築物等の安全化**	
28	**第１節　建築物の耐震推進** **１　市における措置** (2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。	**第１節　建築物の耐震推進** **１　市における措置** (2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。	表記の整理
29	**４　一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進** (2) 民間住宅の耐震診断･耐震改修促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。また、旧基準木造住宅（昭和５６年５月以前着工）を対象に所有者負担ゼロの耐震診断（住宅耐震化促進事業）を実施する。 耐震改修についても、工事費に補助をする耐震改修補助及び耐震診断の結果と迂回する可能性が高い木造住宅の除去費に補助（緊急輸送道路に面する建物に限る）する取り壊し及び耐震診断の伴う建替補助を実施して、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図るものとする。	**４　一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進** (2) 民間住宅の減災化施策の促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。また、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断及び、旧基準非木造住宅の耐震診断補助（住宅耐震化促進事業）を実施する。 耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助（同一敷地内に限る）、除去に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。	表記の整理
	第３節　ライフライン関係施設等の整備	**第３節　ライフライン関係施設等の整備**	
33	**１　施設管理者等における措置** 施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。	**１　施設管理者等における措置** 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	表記の整理（防災基本計画）

36	**５　下水道** 市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	**５　下水道** 下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	表記の整理（主体の明確化等）
	（1）管渠施設の対策 流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。 （略）	（1）管渠施設の対策 下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。 （略）	表記の整理（主体の明確化）
	（2）ポンプ場の対策 下水道総合地震対策計画にのっとり、順次耐震補強を行う。（略）	（2）ポンプ場の対策 下水道管理者は、下水道総合地震対策計画にのっとり、順次耐震補強を行う。（略）	表記の整理（主体の明確化）
	（3）復旧用資機材の確保 復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。 また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。	（3）復旧用資機材の確保 下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。	表記の整理（主体の明確化）
	（4）復旧体制の確立 被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。	（4）復旧体制の確立 下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。	表記の整理（主体の明確化） 表記の整理（主体の明確化等）
	（追加）	（5）民間団体の協力 下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。	表記の整理（防災基本計画の修正等）
	６　通信施設 （1）電気通信	**６　通信施設** （1）電気通信	
37	エ　ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。	エ　ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。	表記の整理

39 **第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備**

４　単独事業

41 (2) その他の事業

カ　排水機場の耐震補強整備

震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。

排水施設名	診断年度	整備計画年度					
		H23	H24	H25	H26	H27	H28 以降
堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了					
一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度	→	→	→	→		
雨池雨水ポンプ場	H17 年度						→
大浜権現中継ポンプ	H21 年度					→	→

41 **第３章　都市の防災性の向上**

第２節　防災上重要な都市施設の整備

44 (2) 公園・緑地の整備

ア　都市公園の整備

（略）

また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災系統の配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす公園整備を推進する。

46 **第４章　地盤災害の予防**

基本方針

（追加）

（略）

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

４　単独事業

(2) その他の事業

カ　排水機場の耐震補強整備

震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。

排水施設名	診断年度	整備計画年度						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降
堀川雨水ポンプ場	H16 年度	完了						
一ツ橋雨水ポンプ場	H17 年度				完了			
雨池雨水ポンプ場	H17 年度							→
大浜権現中継ポンプ	H21 年度					完了		

一ツ橋雨水ポンプ場は H26 に完了、雨池雨水ポンプ場は H29 以降、大浜権現中継ポンプは H27 に完了に変更

第３章　都市の防災性の向上

第２節　防災上重要な都市施設の整備

(2) 公園・緑地の整備

ア　都市公園の整備

（略）

また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災系統の配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす伊勢町公園などの整備を推進する。

表記の整理

第４章　液状化対策・土砂災害等の予防

表記の整理

基本方針

○　液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

記載箇所の変更

（略）

	○　液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。	（削除）	記載箇所の変更
	第１節　土地利用の適正誘導	**第１節　土地利用の適正誘導**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	表記の整理
	地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する。	液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。	
47	**第４節　土砂災害の防止**	**第４節　土砂災害の防止**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	
	(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	
	（追加）	ア　市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	施策の追加
	市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。	イ　市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。	表記の整理
	ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）	①　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）	
48	イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	
	ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	③　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	
	エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	④　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	
	オ 救助に関する事項	⑤　救助に関する事項	
	カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	⑥　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	

	キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項	⑦ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、①に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項	
	（追加）	ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	また、本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）に基づき県に指定された区域）については、資料編（資料１－１）のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。（略） ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について（略） イ 住民の避難、救助等について (ｱ) 住民の避難（略） (ｲ) 救助等（略）	エ 本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）に基づき県に指定された区域）については、資料編（資料１－１）のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。（略） (ｱ) 土砂災害に関する情報収集、伝達について（略） (ｲ) 住民の避難、救助等について ① 住民の避難（略） ② 救助等（略）	
49	(3) ハザードマップの作成及び周知 （略） また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。	(3) ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 なお、ハザードマップを市民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。	対策の追加（防災基本計画の修正）
	第５章 防災施設等の整備	**第５章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備**	表記の整理
67	**基本方針**	**基本方針**	
	○ 地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。	○ 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。	表記の整理
	主な機関の措置	**主な機関の措置**	
	区 分 ／ 機関名 ／ 主な措置	区 分 ／ 機関名 ／ 主な措置	

	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	（市）防災課 消防署	1(1)、1(2)　　（略） （追加） （追加） （追加） 1(3)～1(7)　　（略） 2(1)～2(3)　　（略） ３　（略） ４　通信施設・設備等 ５　救助施設・設備等 ６　その他施設・設備等 ７　防災担当者の教育訓練の実施 （追加） （追加） （追加） （追加） （追加）	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	（市）防災課 消防署	1(1)、1(2)　　（略） 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6)～1(10)　　（略） 2(1)～2(3)　　（略） ３　（略） 4　情報の収集・連絡体制の整備 5　救助・救急に係る施設・設備等 6　道路河川等の復旧等に係る施設・設備等 （削除） 7　非常用水源の確保 8　物資の備蓄、調達供給体制の確保 9　応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10　災害廃棄物処理に係る事前対策 11　罹災証明書の発行体制の整備	

防災施設・設備及び災害用資機材の整備

１　市及び防災関係機関における措置

（1）防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

（追加）　*※第１章第１節に記載されている内容を整理*

（第１章　防災協働社会の形成推進）

（第１節　防災協働社会の形成推進）

（１　市における措置）

(22)　(3)業務継続計画の策定

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

１　市及び防災関係機関における措置

（1）防災施設等の整備　　表記の整理

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

（3）公的機関の業務継続性の確保　　記載箇所の変更（防災基本計画）

ア　市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続

	市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。	的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 イ　市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。 ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③電気・水・食料等の確保 ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の整理	
	（追加）*※本章７に記載されている内容を整理* **７　防災担当者の教育訓練の実施** 地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。よって、防災担当者の教育訓練の徹底を図り、大地震に的確に対処し得る人材を養成する。	(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。	表記の整理（防災基本計画）
		(5) 人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により，人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	表記の整理（防災基本計画）
	(3) 防災中枢機能の充実	(6) 防災中枢機能の充実	表記の整理
68	(4) 浸水対策用資器材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	(7) 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	表記の整理
	(5) ～ (7)　　（略）	(8) ～(10)　　（略）	表記の整理

52	**３　消防署における措置** 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 （略）	**３　消防署における措置** 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。（略）	表記の整理
53	**４　通信施設･設備等** （追加） （追加） （追加） 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、 （追加） 万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。 （追加） （追加） （追加） （追加） なお、市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。 **(1) 防災行政無線（移動系）** **(2) 防災行政無線（同報系）**	**４　情報の収集・連絡体制の整備** (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集･連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。 (2) 通信施設・設備等 ア　通信施設の防災構造化等 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県･関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 イ　通信施設の非常用発電機 万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。 ウ　耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備 エ　防災情報システムの整備 県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 オ　防災行政無線局の通信系統 市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。 (ｱ) 防災行政無線（移動系） (ｲ) 防災行政無線（同報系）	表記の整理 （防災基本計画） 表記の整理
53	**５ 救助施設・設備等** 担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッカー等の救助用食糧、生	**５　救助・救急に係る施設・設備等** 担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運	表記の整理 （防災基本

活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

計画の修正）

54 **６ その他施設・設備等**

６ 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

表記の整理

（追加） *※第３編第１１章第１節に記載されている内容を整理*

（第３編 災害応急対策）

（第１１章 水・食品・生活必需品等の供給）

（第１節 給水）

(153) **４ 非常用水源の確保**

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、２（4）の表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。

７ 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。

地震発生からの日数	目標水量（ﾘｯﾄﾙ/人・日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1km 以内	ポリタンク、給水車、ウォーターパック
4 日～10 日	20	おおむね 250m 以内	ポリタンク、給水車、ウォーターパック、配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量（約 250）	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

記載箇所の変更

（追加）*※第３編第１１章第２節、第３節に記載されている内容を整理*

（第３編 災害応急対策）

（第１１章 水・食品・生活必需品等の供給）

（第２節 食品の供給）

(154) **１ 市における措置**

(1) 市は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。

(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

(3) 炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。

８ 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

記載箇所の変更

（第３編 災害応急対策）

(156)	**（第１１章　水・食品・生活必需品等の供給）** **（第３節 生活必需物資の供給）** **1 市における措置** (1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (2) 市町村は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。 (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。	(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。	
54	**7　防災担当者の教育訓練の実施** 地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防除するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。よって、防災担当者の教育訓練の徹底を図り、大地震に的確に対処し得る人材を養成する。 （追加）　*※第３編第１６章第４節に記載の内容を整理* **（第３編　災害応急対策）** **（第１６章　住宅対策）** **（第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営）**	（削除） *※本章１（4）に整理して記載*	表記の整理
(183)	**1　市における措置** (2) 建設用地の確保 イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 （追加）　*※第３編第１２章第２節に記載されている内容を整理* **（第３編　災害応急対策）** **（第１２章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）** **（第２節 廃棄物処理計画）**	**9　応急仮設住宅の設置に係る事前対策** (1) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。	表記の整理（防災基本計画）
(158)	**1 市及び衣浦衛生組合における措置** (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 市及び衣浦衛生組合は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要	**１０　災害廃棄物処理に係る事前対策** (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災	表記の整理（防災基本計画）

があるため、災害廃棄物対策指針（平成２６年３月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。

（追加）　*※第４編第１章第５節に記載されている内容を整理*

（第４編　災害復旧）

（第１章　民生安定のための緊急措置）

（第５節　罹災証明書の交付）

(196) **１ 市における措置**

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第６章　避難行動の促進対策

55 **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第２節 避難場所及び避難路の指定等	（略）	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) ２　避難路の選定
第３節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの	（略）	（略）

害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

１１　罹災証明書の発行体制の整備　表記の整理

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第６章　避難行動の促進対策

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	（略）	１　緊急避難場所の指定 （削除） （削除） （削除） ２　避難路の選定
第３節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作	（略）	（略）

作成		
（略）	（略）	（略）
第５節 避難に関する意識啓発	（略）	(1) 避難場所等の広報 (2)　（略）

第１節　気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

第２節　避難場所及び避難路の指定等

市における措置

１　避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

(2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市町村は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。

成		
（略）	（略）	（略）
第５節 避難に関する意識啓発	（略）	(1) 緊急避難場所等の広報 (2)　（略）

第１節　津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

１　緊急避難場所の指定　　対策の追加（防災基本計画）

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所　　表記の整理

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

（略）

（削除）　　表記の整理

(2) 一時避難場所　　表記の整理

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

57	**第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成** **１　市における措置** (1) マニュアルの作成 (略) イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること (ｱ) 気象予警報及び気象情報 (略) (追加)	**第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成** **１　市における措置** (1) マニュアルの作成 (略) イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること (ｱ) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 (略) カ　避難勧告等の発令基準等については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的なものとすること	表記の整理 表記の整理（防災基本計画の修正）
	(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	表記の整理（防災基本計画）
	第４節　避難誘導等に係る計画の策定 **１　市及び防災上重要な施設の管理者における措置** (1) 市の避難計画 (略) イ　避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ　避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ　避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略) オ　避難場所、避難所の管理に関する事項 (ｱ) 避難場所や避難所の秩序保持 (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ　児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。	**第４節　避難誘導等に係る計画の策定** **１　市及び防災上重要な施設の管理者における措置** (1) 市の避難計画 (略) イ　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ　緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略) オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 (ｱ) 緊急避難場所や避難所の秩序保持 (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 イ　児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。	表記の整理 表記の整理

58	**第５節　避難に関する意識啓発** **１　市における措置** 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 (1) 避難場所等の広報 市は、避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア　避難場所、避難所の名称 イ　避難場所、避難所の所在位置 ウ　避難場所、避難所への経路 エ　避難場所、避難所の区分 オ　その他必要な事項 （追加） (2) 避難のための知識の普及 ア　（略） イ　避難時における知識 （追加） ウ　避難場所、避難所滞在中の心得	**第５節　避難に関する意識啓発** **１　市における措置** 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 (1) 緊急避難場所等の広報 緊急避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア　緊急避難場所、避難所の名称 イ　緊急避難場所、避難所の所在位置 ウ　緊急避難場所、避難所への経路 エ　緊急避難場所、避難所の区分 オ　その他必要な事項 ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること (2) 避難のための知識の普及 ア　（略） イ　避難時における知識 ・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とすること ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと ウ　緊急避難場所、避難所滞在中の心得	表記の整理（防災基本計画の修正） 対策の追加（防災基本計画の修正）

	（追加）	(3) その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	表記の整理 対策の追加 （防災基本計画の修正）
60	**第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** **第１節　避難所の指定・整備** **１　市における措置**	**第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** **第１節　避難所の指定・整備** **１　市における措置**	
61	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	表記の整理 （防災基本計画の修正）
62	**第２節　要配慮者支援対策** **１　市及び社会福祉施設等管理者における措置**	**第２節　要配慮者支援対策** **１　市及び社会福祉施設等管理者における措置**	
63	(3)　避難行動要支援者対策 （追加）	(3)　避難行動要支援者対策 カ　市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	対策の追加 （防災基本計画の修正）
74	**第１０章　広域応援体制の整備** **主な機関の措置**	**第１０章　広域応援体制の整備** **主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
（追加）	（追加）	（追加）
第１節 広域応援体制の整備	（市）防災課	１　応援協定の締結等 ２　要請手続等の整備 ３　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
第３節 救援隊等による協力体制の整備	（市）防災課 消防署	１　緊急消防援助隊 ２　広域航空消防応援 ３　広域消防相互応援協定 （追加）

（追加）

第1節　広域応援体制の整備

１　応援協定の締結等

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第８条、第 49 条の２及び同条の３の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずる。

◆資料編（資料１２－１０）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定
◆資料編（資料１２－２５）碧南市、越前市災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－３２）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
◆資料編（資料１２－３４）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－３８）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－４３）西三河災害時相互応援協定書

２　要請手続等の整備

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民

区　分	機関名	主な措置
第１節 資料の整備	（市）防災課	資料の整備
第２節 広域応援体制の整備	（市）防災課	１　応援協定の締結等 ２　要請手続等の整備 ３　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備
第３節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	（市）防災課 消防署	１　緊急消防援助隊 ２　広域航空消防応援 ３　広域消防相互応援協定 ４　自衛隊

第１節　資料の整備

１　市における措置

市は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

第2節　広域応援体制の整備

１　応援協定の締結等

(1) 相互応援協定

市は、災害対策基本法第 49 条の２に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 民間団体等との協定

市は、災害対策基本法第 49 条の３に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆資料編（資料１２－１０）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定
◆資料編（資料１２－２５）碧南市、越前市災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－３２）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
◆資料編（資料１２－３４）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－３８）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書
◆資料編（資料１２－４３）西三河災害時相互応援協定書

２　応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あら

対策の追加（防災基本

	間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。	かじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えるものとする。	計画）
	３ 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。 なお、本市の防災活動拠点は第３編第４章第６節２のとおり。	**３ 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備** 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、本市の防災活動拠点は第３編第４章第６節２のとおり。	表記の整理
75	**第２節 救援隊等による協力体制の整備**	**第３節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備**	表記の整理
	２ 広域航空消防応援 市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。	**２ 広域航空消防応援** 市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
	３ 広域消防相互応援協定 市及び消防署は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。	**３ 県内の広域消防相互応援** 市及び消防署は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
	（追加）	**４ 自衛隊** 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。 また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行いに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	対策の追加
	第１１章 防災訓練及び防災意識の向上	**第１１章 防災訓練及び防災意識の向上**	
76	**基本方針**	**基本方針**	方針の追加（防災基本計画の修正）
	（追加） （略）	○ 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 （略）	

	○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	表記の整理
	主な機関の措置 区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置 第１節 防災訓練の実施 ／ （市）防災課、学校教育課、消防署 ／ 1(1)　～1(4)　（略） 1(5)　防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 （略） 第２節 防災のための意識啓発・広報 ／ （市）防災課 ／ (1)　（略） (2)防災に関する広報 （略）	**主な機関の措置** 区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置 第１節 防災訓練の実施 ／ （市）防災課、学校教育課、消防署 ／ 1(1)　～1(4)　（略） 1(5)　防災訓練の指導協力 （略） 第２節 防災のための意識啓発・広報 ／ （市）防災課 ／ (1)　（略） (2)防災に関する知識の普及 （略）	
	第１節　防災訓練の実施 **１　市における措置**	**第１節　防災訓練の実施** **１　市における措置**	
78	(5)　防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力 市は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	(5)　防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
79	**第２節　防災のための意識啓発・広報** **１　市及び警察における措置** (1)　防災意識の啓発 （略） ケ　地域の避難場所、避難路に関する知識 （追加） （追加） （追加） コ　（略）	**第２節　防災のための意識啓発・広報** **１　市及び警察における措置** (1)　防災意識の啓発 （略） ケ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 コ　警報等や避難指示等の意味と内容 サ　緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 シ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動 ス　（略）	表記の整理（防災基本計画の修正等）

	サ 家庭における防災の話し合い	セ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）	
	シ、ス （略）	ソ、タ （略）	
	(2) 防災に関する広報 （追加） 市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。	(2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。	対策の追加（防災基本計画の修正）
80	(4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。	(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。	表記の整理
	第１２章　震災に関する調査研究の推進 **震災に関する調査研究の推進**	**第１２章　震災に関する調査研究の推進** **震災に関する調査研究の推進**	
84	(6) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	(6) 地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理
	第３編　災害応急対策 **第１章　活動態勢（組織の動員配備）**	**第３編　災害応急対策** **第１章　活動態勢（組織の動員配備）**	
85	**主な機関の措置**	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部の設置・運営	（市）防災課 防災関係機関	1(1)～2(3)（略） （追加）

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部の設置・運営	（市）防災課 防災関係機関	1(1)～2(3)　（略） 2(4) 惨事ストレス対策

	第1節　災害対策本部の設置・運営	**第1節　災害対策本部の設置・運営**
88	**２　職員動員計画**	**２　職員動員計画**

90 （追加）

第２章　避難行動

91 **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第２節 避難の指示	（市）防災課	1(1) 避難の指示 1(2) ～1(4)　　（略） 1(5) 広域一時滞在に係る協議

第１節　津波警報等の伝達

93 **２　津波警報等情報の伝達**

（1）津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

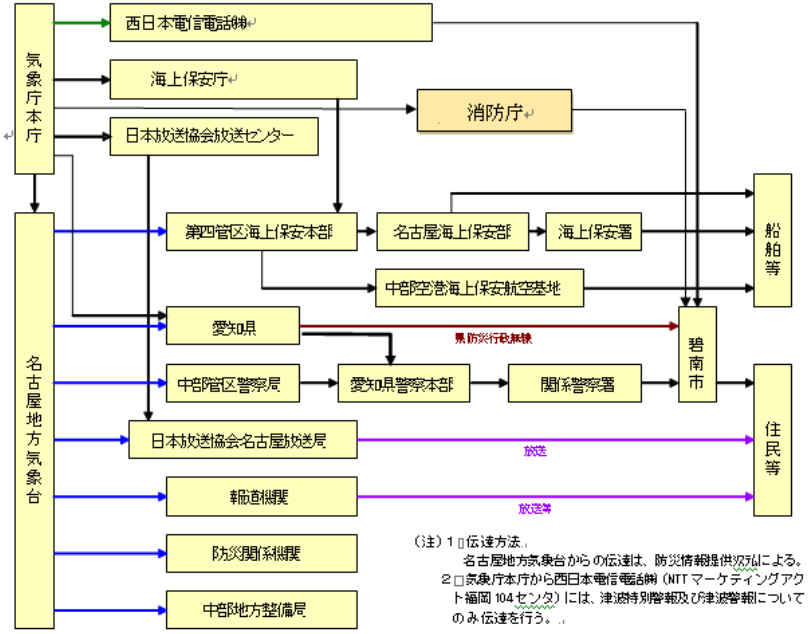

（4）惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第２章　避難行動

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 避難の指示	（市）防災課	1(1) 避難の指示等 1(2) ～1(4)　　（略） （削除）*※第１０章に記載*

第１節　津波警報等の伝達

２　津波警報等情報の伝達

（1）津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

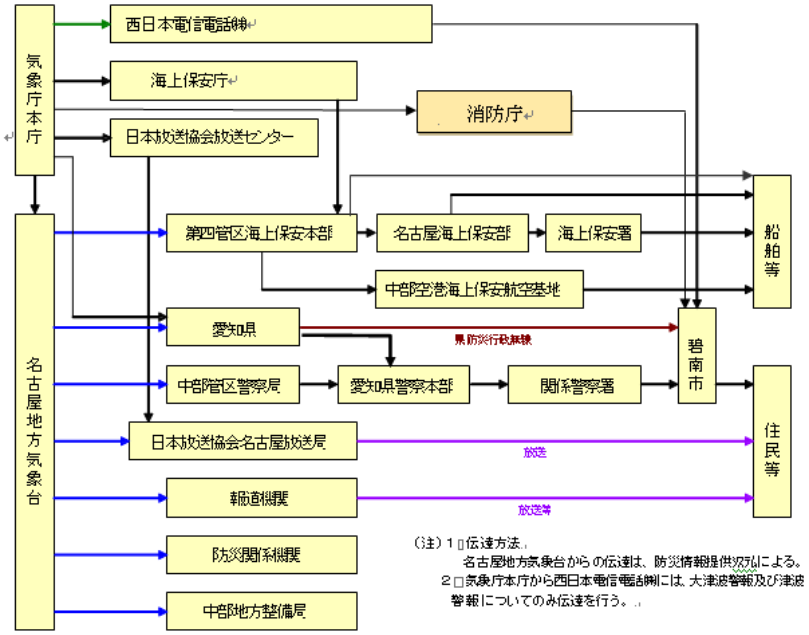

対策の追加（防災基本計画）

第四管区海上保安部から直接、船舶等へ伝達する線を追加

（注）の「(NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ)」を削除。また、「津波特別警報」を「大津波警報」

			に修正。
	第２節　避難の指示 **１　市における措置**	**第２節　避難の指示** **１　市における措置**	
112	（1）避難の指示	（1）避難の指示等	
	（追加）	ア　避難指示等 津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。 なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。	
	（追加）	イ　避難準備情報 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	（追加） なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。	ウ　屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。	表記の整理
	（追加）	エ　対象地域の設定 避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	（5）広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての	*（削除）　※第１０章第１節に記載*	記載箇所の変更

避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

97 **基本方針**

（追加）

○　市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

○　県、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

○　迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

○　各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

○　各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
碧南市	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 （以下略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	（市）防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金	1(1)　被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 （追加） 1(2)　行方不明者の情報収集 1(3)　即報基準に該当する火災、災害の報告

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

○　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。　　方針の追加

○　市及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。　　表記の整理

○　県、市町村及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。　　表記の整理

○　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表･伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。　　表記の整理（防災基本計画の修正）

○　各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。　　表記の整理

主な機関の応急活動

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
碧南市	○被害状況等の情報収集及び県への報告 （以下略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	市）防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	1(1)　被害情報の収集 1(2)　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3)　行方不明者の情報収集 1(4)　火災・災害即報要領に基づく報告

		課	1(4) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 1(5) （略）		（削除） 1(5) （略）	
	第１節 被害状況等の収集・伝達			**第１節 被害状況等の収集・伝達**		
	１ 市における措置			**１ 市における措置**		
117	(1) 市長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。			(1) 被害情報の収集 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。 特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	（追加）			(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況，対策本部設置状況，応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。			この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	
	(2) （略）			(3) 行方不明者の情報収集 （略）	
	（追加） (3) （略）			(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア （略）	表記の整理
	(4) （略）			イ （略）	表記の整理
100	**４ 重要な災害情報の収集伝達**			**４ 重要な災害情報の収集伝達**	
	（追加） 市は非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。			(1) 災害の規模の把握のために必要な情報 市は非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。	表記の整理 表記の整理
	（追加） 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。			(2) 安否情報 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。	表記の整理 対策の追加

	ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。 （追加）	ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。 (3) 孤立集落に係る情報 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。	（防災基本計画の修正）
101	**６　県に対する被害状況の報告** (3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。	**７　県に対する被害状況の報告** (3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。	表記の整理
	第２節　通信手段の確保 **１　市における措置** (5) 非常通信	**第２節　通信手段の確保** **１　市における措置** (5) 非常通信	運用上の細部の取扱いであるため、記載を削除
102	エ　利用者の心得 非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。 (ｱ) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものとする。 (ｲ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。 (ｳ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。	（削除）	
103	(7) 電話･電報施設の優先利用 ア　一般電話及び電報	(7) 電話･電報施設の優先利用 ア　一般電話及び電報	

	(ｱ) 災害時優先電話の登録 各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。	(ｱ) 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。	表記の整理
	(ｲ) 非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。	(削除)	運用が終了したため削除
	(ｳ) 緊急扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。	(削除)	運用が終了したため削除
	(追加)	(ｲ) 非常扱いの電報 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。 (ｳ) 緊急扱いの電報 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。	対策の追加
	(8) 携帯電話の使用 各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。	(削除)	表記の整理
	(9) 、(10)　(略)	(8)、(9)　(略)	表記の整理
104	**第３節　広報・広聴** **１　広報活動** (2) 広報活動の実施方法 イ　市民への広報 (ｳ) インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供	**第３節　広報** **１　広報活動** (2) 広報活動の実施方法 イ　市民への広報 (ｳ) Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供	表記の整理

第４章　応援協力・派遣要請

106 **主な機関の応急活動**

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
県	○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 （追加） （以下省略）
碧南市、消防署	○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 （追加） （以下省略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 救援隊等による協力	（市）防災課、経営企画課、消防署	１　愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請 （追加）
107 （追加）	（追加）	（追加）

108 **第２節　救援隊等による協力**

１　市及び消防署の措置

（追加）

(1) 市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部

第４章　応援協力・派遣要請

■　主な機関の応急活動

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
県	○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○海上保安庁への応援要請 （以下省略）
碧南市、消防署	○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 （以下省略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 応援部隊等による広域応援等	（市）防災課、経営企画課、消防署	１(1)緊急消防援助隊等の応援要請 １(2) 県に対する海上保安庁の応援要請
第７節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	（市）防災課、土木課、健康課、経営企画課、行政課	(1) 緊急輸送ルートの確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給

第２節　応援部隊等による広域応援等

１　市及び消防署の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請　　表記の整理

ア　市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広

	広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 (3) 消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。 (追加)	域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ウ 消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。 (2) 海上保安庁の応援要請の依頼 ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。 イ 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。 また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。 (ｱ) 災害の状況及び応急措置を要請する理由 (ｲ) 応急措置を希望する期間 (ｳ) 応急措置を希望する区域 (ｴ) 活動内容 ①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 ②巡視船を活用した医療活動場所の提供 ③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ④その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等 (ｵ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）	対策の追加（南海トラフ地震における愛知県広域受援計画の策定）
113	**第６節　防災活動拠点の確保** **１　市における措置** (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 (2) 市は県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への応援が必要と	**第６節　防災活動拠点の確保** **１　市における措置** (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活	表記の整理

なる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。 **２　防災活動拠点** 防災活動拠点は下記のとおりである。 （表略） （追加） **３　防災活動拠点の区分と要件等**　*※別紙１参照* （追加） （追加） （追加）	用も図るものとする。 **２　防災活動拠点の確保** 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表１の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。 なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表２のとおりとなっている。 **表１　防災活動拠点の区分と要件等** **表２　南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能** **表３　「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画** **第７節　南海トラフ地震の発生時における広域受援** **１　市における措置** 南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。 市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。 (1) 緊急輸送ルートの確保 被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動 (2) 救助・救急、消火活動 あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動 (3) 災害医療活動 全国から派遣されたＤＭＡＴ等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動 (4) 物資調達 国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援	表記の整理 節の新設（「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の策定）

		物資の受入、配分に係る活動 (5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	
118	**第６章　消防活動・危険性物質対策**	**第６章　消防活動・危険性物質対策**	
119	**第1節　消防活動**	**第1節　消防活動**	
	1　消防署の措置	1　消防署の措置	
	(2)　　(略)	(2)　　(略)	表記の整理
	ア　大震防御計画の目標 (略)	ア　大震火災防御計画の目標 (略)	
	イ　大震防御計画の推進	イ　大震火災防御計画の推進	
	(ｱ) 防御方針	(ｱ) 防御方針	
	ａ～ｂ　　(略)	ａ、ｂ　　(略)	
	ｃ　火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御に当たる。	ｃ　火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。	
	ｄ　火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保防御に当たる。	ｄ　火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。	
	ｅ、ｆ、ｇ、ｈ　(略)	ｅ、ｆ、ｇ、ｈ　(略)	
124	**第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策**	**第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策**	
125	**第１節　医療救護**	**第１節　医療救護**	
152	**１　市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置**	**１　市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置**	表記の整理
	(5) 血液製剤の確保（市）	(5) 血液製剤の確保（市）	
	ア　災害発生後速やかに必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。	ア　災害発生後速やかに血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。	
	(追加)	イ　血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。 (ｱ) 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。	
	(追加)	(ｲ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。	
	イ　血液製剤の市内確保が困難な場合には、日本赤十字社愛知県支部と協力して、市外からの血液製剤の導入を図る。	(ｳ) 血液製剤の市内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、市外からの血	

	ウ　通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。（追加）	液製剤の導入を図る。 ウ　通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。	
127	**第２節　防疫・保健衛生** **１　市における措置**	**第２節　防疫・保健衛生** **１　市における措置**	
128	（2）防疫活動 ウ　避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。	（2）防疫活動 ウ　避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。	表記の整理（防災基本計画）
131	**第８章　地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策** **基本方針** ○　大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。 ○　（略） （追加）　*※第１４章に記載されている内容*	**第８章　交通の確保・緊急輸送対策** **基本方針** （削除）　*※　第１２章に記載* ○　（略） ○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。	表記の整理 記載箇所の変更 記載箇所の変更

主な機関の応急活動

機関名	発災　３日　１週間　復旧対応期
県警察	○地域安全対策 → ○交通規制等の実施 →
（略）	（略）

主な機関の応急活動

機関名	発災　３日　１週間　復旧対応期
県警察	（削除） ○交通規制等の実施 →
（略）	（略）

中部地方整備局	○状況の把握 → （追加） （追加） （以下省略）
愛知県道路公社	○点検の実施 → （以下省略）
（追加）	（追加）
（追加）	（追加）
（追加）	（追加）
県	○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → （追加） （以下略）
碧南市	○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → （追加） （以下略）

中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 （以下省略）
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → （以下省略）
空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動 →
港湾等管理者	○応急復旧活動 → ○応援要求
鉄道事業者	○応急復旧活動 → ○応援要求
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○応援要求 （以下略）
碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → ○応援要求 （以下略）

132 **主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第１節 地域安全対策	（略）	（略）
第２節 道路交通規制等	（略）	（略）
第３節 緊急輸送道路の確保	（市）防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	1(1) 道路被害情報の収集 1(2) 緊急輸送道路の機能確保 （追加） 1(3) 二次災害防止のための交通規制 1(4) 情報の提供 1(5) 応急復旧対策の実施 1(6) 関係機関との協力体制
（追加）	（追加）	（追加）
（追加）	（追加）	（追加）

※第１４章に記載されている内容

※第１４章に記載されている内容

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（削除）	（削除）	（削除）
第１節 道路交通規制等	（略）	（略）
第２節 道路施設対策	（市）防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1(4) 二次災害防止のための交通規制 1(5) 情報の提供 1(6) 応急復旧対策の実施 1(7) 関係機関との協力体制
第３節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者 （市）防災課、土木課、 第四管区海上保安本部	１(1) 応急復旧活動 １(2) 輸送機能の確保 １(3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 ２　第四管区海上保安本部における措置 ３　木材等の航路障害物の除去
第４節	（市）防災課、 鉄道事業者	１(1) 災害対策本部の設置 １(2) 緊急対応措置の実施

※第１２章に記載

			鉄道施設対策		１(3) 応急復旧活動の実施
第４節 緊急輸送手段の確保	（略）	（略）	第５節 緊急輸送手段の確保	（略）	（略）

132	**第１節　地域安全対策**	（削除）　*※第１２章に記載*	構成の整理
133	**第２節　道路交通規制等**	**第１節　道路交通規制等**	
	１　県警察における措置	**１　県警察における措置**	表記の整理
	（追加）	県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。	
136	**６　自動車運転者の措置**	**６　自動車運転者の措置**	表記の整理
	(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。	(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。	
	イ　停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。	イ　停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。	
	（追加）	ウ　引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。	
	ウ～オ　（略）	エ～カ　（略）	
137	**第３節　緊急輸送道路の確保**	**第２節　道路施設対策**	表記の整理
	１　市における措置	**１　市における措置**	
	(1) 道路被害情報の収集	(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	表記の整理
	ア　巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。	ア　巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。	
	イ　他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。	イ　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	
	(2) 緊急輸送道路の機能確保	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	表記の整理（南海トラフ地震にお
	（追加）　*※第１４章に記載されている内容*		
	ア　緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料６－３）の	ア　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。	

	とおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。 また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 （追加）*※第１４章に記載されている内容* イ～ウ（略）	イ　緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料６－３）のとおり）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 エ　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。 オ～カ（略）	ける愛知県広域受援計画等）
	（追加）　*※第１４章第３節に記載されている内容を整理* **（第１４章　交通施設の応急対策）** **第３節　港湾・漁港施設対策**	**第３節　港湾・漁港施設対策**	構成の整理
(167)	**１　市における措置** （追加）	**１　市における措置** （4）　航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。	表記の整理（防災基本計画）
	２　第四管区海上保安本部における措置 （3）海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動の遂行上、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。	**２　第四管区海上保安本部における措置** （3）海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。	表記の整理（防災基本計画の修正）
(166)	（追加）　*※第１４章第２節に記載されている内容* **（第１４章　交通施設の応急対策）**		

	第２節　鉄道施設対策	**第４節　鉄道施設対策**	構成の整理
	第４節　緊急輸送手段の確保	**第５節　緊急輸送手段の確保**	表記の整理
143	**第９章　浸水・津波対策**	**第９章　浸水・津波対策**	
144	**第２節　津波対策**	**第２節　津波対策**	
145	**３　その他の措置**	**３　その他の措置**	表記の整理
	その他の津波災害に対する対策は、第１節浸水対策のほか、本編第３章情報の伝達・収集・広報、第５章 救出・救助対策、第８章 地域安全・交通・緊急輸送対策などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。	その他の津波災害に対する対策は、第１節浸水対策のほか、本編第３章情報の伝達・収集・広報、第５章 救出・救助対策、第８章交通の確保・緊急輸送対策などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。	
	第１０章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	**第１０章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策**	
146	**主な機関の措置**	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の開設・運営	（市）防災課、国保年金課	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 ２　避難所の運営 ３　避難所の運営 （追加）*※第２章に記載されている内容*
第２節 要配慮者支援対策	（市）防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	1(1) ～1(4)　（略） 1(5) 外国人への情報の提供と収集

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の開設・運営	（市）防災課、国保年金課	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 ２　災害救助法の適用 ３　広域一時滞在に係る協議等
第２節 要配慮者支援対策	（市）防災課、福祉課、高齢介護課、健康課	1(1) ～1(4)　（略） 1(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

	第１節　避難所の開設・運営	**第１節　避難所の開設・運営**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	
147	（追加）　*※「３　避難所の運営」から移動*	（4）避難所の運営	表記の整理
	市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。	市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。	
	（1）～（12）　（略）	ア～シ　（略）	

	◆ 附属資料第９「市町村別避難場所・避難所」	◆ 附属資料第９「市町村別緊急避難場所・避難所」	
	２　避難所の運営	（削除）　*※１（４）に記載*	
148	**３　災害救助法の適用**	**２　災害救助法の適用**	
	（追加）　*※第２章第２節に記載されている内容を整理*		
	（第２章　避難行動）		
	（第２節　避難の指示）		
(94)	**１　市における措置**	**３　広域一時滞在に係る協議等**	構成の整理
	（5）広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。）	（1）市における措置 市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。	
	第２節　要配慮者支援対策	**第２節　要配慮者支援対策**	
149	**１　市における措置**	**１　市における措置**	
	（追加）	（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 第2 章 第3 節 住民等の避難誘導 1　住民等の避難誘導 参照	表記の整理
	（追加）	（2）避難行動要支援者の避難支援 第2 章 第3 節 住民等の避難誘導 2　避難行動要支援者の支援 参照	表記の整理
	（追加）	（3）障害者に対する情報提供 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。	対策の追加
	（1）～（5）　（略）	（4）～（8）　（略）	
	第１１章　水・食品・生活必需品等の供給	**第１１章　水・食品・生活必需品等の供給**	
	主な機関の措置	**主な機関の措置**	

区　分	機関名	主な措置
第２節 食品の供給	（市）防災課、商工課、(教)庶務課	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3)　（略） （追加） ２　主食等の備蓄 ３　食品の給与 ４　米穀の原料調達 ５　災害救助法の適用

区　分	機関名	主な措置
第２節 食品の供給	（市）防災課、商工課、(教)庶務課	1(1) 炊出しその他による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3)　（略） 1(4) 米穀の原料調達 （削除） （削除） （削除） ２　災害救助法の適用

	第３節 生活必需物資の供給	（市）防災課、商工課	1(1) 生活必需物資の備蓄 1(2) 生活必需品の供給 1(3) 他市町村又は県に対する応援要請	第３節 生活必需品の供給	（市）防災課、商工課	（削除） 1(1) 生活必需品の供給 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請	
	第１節　給水			**第１節　給水**			
153	**５　非常用水源の確保**			（削除）　*※第２編第６章に記載*			構成の整理
	５　災害救助法の適用			**４　災害救助法の適用**			表記の整理
154	**第２節　食品の供給**			**第２節　食品の供給**			
	１　市における措置			**１　市における措置**			
	(1) 市町村は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。			(1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。			表記の整理（防災基本計画）
	（追加）*※「４　炊き出しその他による食品の給与」に記載されている内容を整理*			ア　備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。			
(179)	**（３　食品の給与）**						
	(2) 給与の方法 ア　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。 (ｱ) 第1段階　アルファ米、クラッカーなど (ｲ) 第2段階　パン、おにぎり、弁当など イ　（略） ウ　（略） エ　（略） （追加）			イ　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。 第1段階　乾パン、ビスケットなど 第2段階　パン、おにぎり、弁当など ウ　（略） エ　（略） オ　（略） カ　在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。			
	(2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。			(2) 他市町村又は県へ応援要求 備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。			表記の整理（防災基本計画等）

	（追加）　*※「4　米穀の原料調達」に記載されている内容を修正*		
(155)	**（4　米穀の原料調達）**	(4) 米穀の原料調達	表記の整理
	(1)　（略）	ア　（略）	
	(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	イ　市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	
	(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	ウ　市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	
	(4)、(5)　（略）	エ、オ　（略）	
179	**２　主食等の備蓄**	（削除）　*※第２章第６節に記載*	記載箇所の変更
	３　食品の給与	（削除）　*※「1　市町村における措置」の「(1)　炊き出しその他による食品の供給」に一部修正して記載*	記載箇所の変更
	４　米穀の原料調達	（削除）　*※「1　市町村における措置」の「(3) 米穀の原料調達」に一部修正して記載*	記載箇所の変更
	５　災害救助法の適用	**２　災害救助法の適用**	表記の整理
	第３節　生活必需物資の供給	**第３節　生活必需品の供給**	
156	**１　市における措置**	**１　市における措置**	
	(1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	（削除）　*※第２編第６章に記載*	記載箇所の変更
	(2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。	(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。	対策の追加（防災基本計画の修正等）
	(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。	(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や	対策の追加

	県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。	（災害対策基本法）
	第１２章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策	**第１２章　環境汚染防止及び地域安全対策**	表記の整理
182	**基本方針**	**基本方針**	
	（追加）　*※第８章に記載されている内容*	○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。 （削除）　*※第４編第２章に記載*	記載箇所の変更
	○　市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。		

主な機関の応急活動

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
（追加）	（追加）
県	（略）
碧南市	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止計画	（略）	（略）
第２節 廃棄物処理計画	（市）環境課	１(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 １(2) 処理体制の確立 １(3) ごみの収集・運搬、処分の方法 １(4) し尿の収集・運搬、処分の方法 １(5) 応援要請
（追加）	（追加）	（追加） *※第８章に記載されている内容*

第１節　環境汚染防止計画
第２節　廃棄物処理計画

主な機関の応急活動

機関名	発災　　３日　　１週間　　復旧対応期
県警察	○地域安全活動の強化
県	（略）
（削除）	（削除） （削除）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止対策	（略）	（略）
（削除）	（削除）	（削除） *※第４編第２章に記載*
第２節 地域安全対策	（市）防災課 県警察 第四管区海上保安本部	１(1) 社会秩序の維持対策 １(2) 広報、相談活動 １(3) 行方不明者の捜索・保護活動 ２　海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り ３　県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第１節　環境汚染防止対策　表記の整理
（削除）　*※第４編第２章に記載*　構成の整理

	（追加）　*※第８章第１節に記載されている内容を整理*		
	（第８章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策）		
(132)	**第１節　地域安全対策**	**第２節　地域安全対策**	構成の整理
	１　県警察における措置	**１　県警察における措置**	
	（2）広報、相談活動	（2）広報、相談活動	
	イ　相談活動	イ　相談活動	表記の整理
	警察本部、警察署に災害相談所を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。	警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。	
	第１３章　遺体の取扱い	**第１３章　遺体の取扱い**	
161	**第１節　遺体の捜索**	**第１節　遺体の捜索**	
	１　市における措置	**１　市における措置**	
162	（3）検視（調査）	（3）検視（調査）	表記の整理
	遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。	遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。	
	※　「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	※　「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	
165	**第１４章　交通施設の応急対策**	（削除）　*※第８章に記載*	構成の整理
169	**第１５章　ライフライン施設等の応急対策**	**第１４章　ライフライン施設等の応急対策**	表記の整理
	第１節　電力施設対策	**第１節　電力施設対策**	
	中部電力株式会社における措置	**中部電力株式会社における措置**	
172	（6）広報活動の実施	（6）広報活動の実施	表記の整理
	ア　利用者に対する広報	ア　利用者に対する広報	
	(ｱ) 災害時におけるPR	(ｱ) 災害時におけるPR	
	電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。	電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。	
176	**第５節　下水道施設対策**	**第５節　下水道施設対策**	
	１　下水道管理者（市）における措置	**１　下水道管理者（市）における措置**	
200	（追加）	下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案	表記の整理

		して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。	（防災基本計画の修正）
	第６節　通信施設の応急措置	**第６節　通信施設の応急措置**	
177	**２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置**	**２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置**	表記の整理
	第１６章　住宅対策	**第１５章　住宅対策**	表記の整理
183	**第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営**	**第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営**	
	（2）建設用地の確保 ア　市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。なお、国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。	（2）建設用地の確保 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。 なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。	表記の整理 （防災基本計画の修正）
	イ　応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	（削除）　*※第２編第６章に記載*	記載箇所の変更
187	**第１７章　学校における対策**	**第１６章　学校における対策**	表記の整理
	第４編　災害復旧	**第４編　災害復旧・復興**	
191	**第１章　民生安定のための緊急措置**	（削除）　*※第４章に記載*	構成の整理
198	**第２章　公共施設等災害復旧対策**	**第１章　公共施設等災害復旧対策**	表記の整理
	基本方針	**基本方針**	
	（追加）　*※第１章に記載されている内容*	○　暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。	記載箇所の変更
	主な機関の措置	**主な機関の措置**	
	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	

（略）	（略）	（略）
（追加） ※第１章第６節に記載されている内容	（追加）	（追加）

（略）	（略）	（略）
第３節 暴力団等への対策	（市）防災課	１(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 １(2) 公の施設からの暴力団排除

（追加）　※第１章第５節に記載されている内容

（第１章 民生安定のための緊急措置）

第６節 暴力団等への対策

１　市における措置

(197)　(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

（略）

(2) 公の施設からの暴力団排除

（略）

第３節　暴力団等への対策　構成の整理

１　市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

（略）

(2) 公の施設からの暴力団排除

（略）

（追加）　※第３編第１２節に記載されている内容

（第３編　災害応急対策）

（第１２章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

(182)　**基本方針**

○　市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

第２章　災害廃棄物処理対策

基本方針

○　市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。　表記の整理

（第３編　災害応急対策）

（第１２章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

(182)　**主な機関の措置**

区　分	機関名	主な措置
第２節 廃棄物処理計画	（市）環境課	１(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 １(2) 処理体制の確立 １(3) ～１(5)　（略）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	（市）環境課	１(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 １(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 １(3) ～１(5)　（略）

（第３編　災害応急対策）

（第１２章　環境汚染防止及び廃棄物処理対策）

(158)　**（第２節　災害廃棄物処理計画）**

１　市及び衣浦衛生組合における措置

災害廃棄物処理対策

１　市及び衣浦衛生組合における措置

	（1）災害廃棄物処理実行計画の策定 市及び衣浦衛生組合は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26 年3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。	（1）災害廃棄物処理実行計画の策定 市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。	表記の整理（防災基本計画の修正）
	（2）処理体制の確立 廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、衣浦衛生組合並びに県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、がれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。	（2）災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア　市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、衣浦衛生組合並びに県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 イ　災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。	対策の追加等（防災基本計画の修正）
	（追加）	ウ　環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。	
(160)	（5）周辺市町村及び県への応援要請 市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26 年1 月1 日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。	（5）周辺市町村及び県への応援要請 市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市町村は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。	表記の整理
	災害時の支援体制	**災害時の支援体制**	

	災害時の支援体制 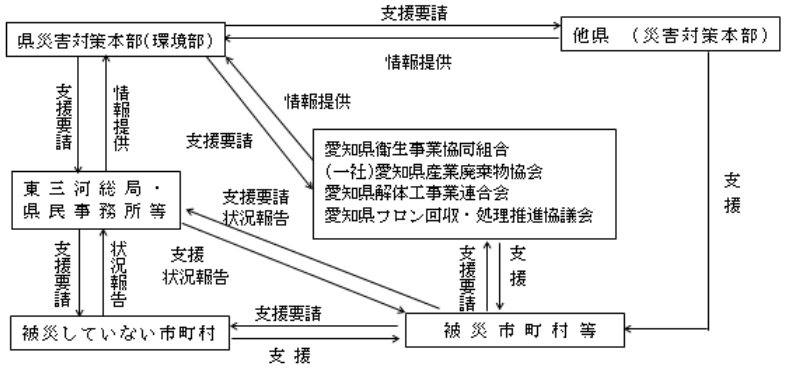 	災害時の支援体制 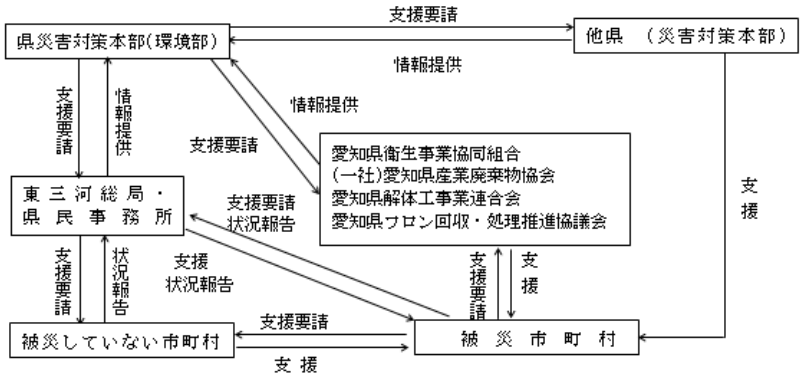 	「東三河総局・県民事務所等」及び「被災市町村等」の「等」を削除
	（第１章　民生安定のための緊急措置）	**第４章　被災者等の再建等の支援**	
(191)	**基本方針**	**基本方針**	
	（追加）	○　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	方針の追加（防災基本計画の修正等）
	（追加）	○　被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。	
	○ 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。	（削除）	表記の整理
	○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。	（削除）　*※第２章第６章に記載*	記載箇所の変更

○ 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

（第１章　民生安定のための緊急措置）

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
（追加）	（追加）	（追加） *※第５節に記載されている内容*
第１節 義援金その他資金等による支援	（市）福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社愛知県支部 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館） 報道機関等 県社会福祉協議会	１(1) 義援金品の受付、配分 １(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 １(3) その他被災者支援制度 ２　日本赤十字社愛知県支部における措置 ３　被災者生活再建支援金法人における措置 ４　報道機関、各種団体等における措置 ５　県社会福祉協議会における措置 ６　農林漁業災害資金 ７　中小企業復興資金 ８　住宅復興資金 ９　激甚災害特別貸付金
第２節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、（(市)会計課）	(1) ～(5)　（略） （追加）　*※第５節に記載している内容*
第３節 住宅等対策	(市)建築課	１(1) 災害公営住宅の建設 (2) 被災住宅等の復旧相談 ２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置
第４節 労働者対策	(市)商工課	１　（略） （追加）*※第５節に記載している内容*

（削除）　*※第１章に記載*

記載箇所の変更

主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成
第２節 被災者への経済的支援等	（市）福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社愛知県支部 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館） 報道機関等 県社会福祉協議会	2(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 （削除）*※第１節2(1)に記載* 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給 3　義援金等の受付、配分
第３節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、（(市)会計課）	(1) ～(5)　（略） ２　暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
第４節 住宅等対策	(市)建築課	1(1)　（略） 1(2) 相談窓口の設置
第５節 労働者対策	(市)商工課	１　（略） ２　暴力団等における不正受給の防止

	第５節 罹災証明書の交付等	(市)税務課	１(1) 罹災証明書の交付 １(2) 被災者台帳の作成	（削除）	（削除）	（削除） ※第１節に記載
	第６節 暴力団等への対策	(市)防災課	1(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2) 公の施設からの暴力団排除	（削除）	（削除）	（削除） ※第１章に記載

(196)	**第５節　罹災証明書の交付** **１　市における措置** （追加） 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	**第１節　罹災証明書の交付等** **１　市における措置** (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	表記の整理
(217)	（追加） また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	(2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	表記の整理 表記の整理
	(1)、(2)　（略）	ア　、イ　（略）	
216	**第１節　義援金その他資金等による支援** **１　市における措置** （追加）	**第２節　被災者への経済的支援等** **１　市における措置** (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。	表記の整理 対策の追加
	(1) 義援金品の受付・配分	（削除）※(4)に記載	表記の整理
	(2)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 （略）	(2) 災害弔慰金等の支給 （略）	表記の整理 対策の追加
	(3) その他被災者支援制度 市は被災者に対し、以下のとおり支援を行う。	(3) 市税等の減免等 市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。	
	（追加）※(1)から移動	(4) 義援金の受付、支給	表記の整理
193	**２　日本赤十字社愛知県支部における措置**	**２　日本赤十字社愛知県支部における措置**	表記の整理

	義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。	義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。	
	５　県社会福祉協議会における措置	**５　県社会福祉協議会における措置**	表記の整理
	（略）	（略）	
	ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。	なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。	
	６　農林漁業災害資金　（略）	（削除）　*※第４章に記載*	
	７　中小企業復興資金　（略）	（削除）　*※第４章に記載*	
	８　住宅復興資金　（略）	（削除）　*※本章第４節３（１）に記載*	
	９　激甚災害特別貸付金　（略）	（削除）	
194	**第２節　金融対策**	**第３節　金融対策**	表記の整理
	１　東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置	**１　東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置**	
	(2) 金融機関等に対する要請	(2) 金融機関等に対する要請	表記の整理
	ア　預金取扱金融機関への措置	ア　預金取扱金融機関への措置	
	(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）	
	(ｲ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置	(ｲ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置	
	a　預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。	a　預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。	
	（略）	（略）	
195	(ｴ) 営業停止等における対応に関する措置	(ｴ) 営業停止等における対応に関する措置	表記の整理
	窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。	窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。	
	イ　保険会社及び少額短期保険業者への措置	イ　保険会社及び少額短期保険業者への措置	表記の整理
	(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）	
	(ｲ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置	(ｲ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置	

	生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。 (ｳ) 営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。 ウ　証券会社等への措置 (ｴ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。 エ　電子債権記録機関への措置 (ｱ)　(略) (ｲ) 営業停止等における対応に関する措置 営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。	生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。 (ｳ) 営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。 ウ　証券会社等への措置 (ｴ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。 エ　電子債権記録機関への措置 (ｱ)　(略) (ｲ) 営業停止等における対応に関する措置 営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。	表記の整理
	(追加)	**２　暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止** 災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。	構成の整理
196	**第３節　住宅等対策** **１　市における措置** (2) 被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。 **２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置** (追加)　*※第１節に記載されている内容*	**第４節　住宅等対策** **１　市における措置** (2)相談窓口の設置 相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。 **２　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置** (1) 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に	表記の整理 表記の整理 表記の整理

		より、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。	
	（追加） 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。	（2）住宅相談窓口の設置 県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。	表記の整理
	（追加） また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。	（3）既存貸付者に対する救済措置 独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。	表記の整理
196	**第４節　労働者対策**	**第５節　労働者対策**	表記の整理
197	**第６節　暴力団等への対策**	（削除）	構成の整理
	（追加）	**第５章　商工業・農林水産業の再建支援** **基本方針** ○　被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。 **主な機関の措置** 区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置 第１節 商工業の再建支援 ／ （市）商工課 ／ 1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 第２節 農林水産業の再建支援 ／ （市）農業水産課 ／ 1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧	章の新設
	（第１章　民生安定のための緊急措置） **（第１節　義援金その他資金等による支援）**	**第１節　商工業の再建支援**	
(194)	**７　中小企業復興資金** 被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協	**１　市における措置** （1）支援情報の提供及び相談窓口の設置 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報	

会の保証による融資を行う。

（第１章　民生安定のための緊急措置）
（第１節　義援金その他資金等による支援）
(217) **６　農林漁業災害資金**
災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。
（1）天災資金
暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。
（2）株式会社日本政策金融公庫資金
農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

204 **第４章　財政対策**
206 **第５編　東海地震に関する事前対策**
208 **第２章　地震災害警戒本部の設置等**
第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達
210 **２　代替伝達系統**
何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第2章で定める非常通信によるものとする。

215 **第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配**
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	（略）	（略）
	日本赤十字社愛知県支部	救護要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備
	（略）	（略）

について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第２節　農林水産業の再建支援
１　市における措置
（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置
市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。
（2）金融支援等
市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。
（3）施設復旧
第1章　公共施設等災害復旧対策　参照
第６章　財政対策　表記の整理
第５編　東海地震に関する事前対策
第２章　地震災害警戒本部の設置等
第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達
２　代替伝達系統　表記の整理
何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。
第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配
主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	（略）	（略）
	日本赤十字社愛知県支部	救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備
	（略）	（略）

	第１節　主要食糧、医薬品、住宅等の確保	**第１節　主要食糧、医薬品、住宅等の確保**	
216	**２　愛知県赤十字血液センターにおける措置** 愛知県赤十字血液センターは、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。	**２　愛知県赤十字血液センターにおける措置** 日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。	表記の整理
	第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	**第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備**	
	２　水道事業者等における措置	**２　水道事業者等における措置**	
218	(3) 下水道管理者（市） 下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。 （下水道の応急対策については「第３編第１５章第５節下水道施設対策」を参照） ア　「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。 イ　発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。	(3) 下水道管理者（市） 下水道管理者（市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。	主体の明確化等
	６　電気通信事業者及び移動通信事業者における措置	**６　電気通信事業者及び移動通信事業者における措置**	表記の整理
	(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。	(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。	
	(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる	(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。	
	８　日本赤十字社愛知県支部における措置	**８　日本赤十字社愛知県支部における措置**	表記の整理
219	日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。	日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。	
220	**第４章　発災に備えた直前対策**	**第４章　発災に備えた直前対策**	
	主な機関の措置	**主な機関の措置**	
	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	区　分 ／ 機関名 ／ 主な措置	

	第９節 生活必需品の確保	（市）商工課	１(3) 各家庭における３日分以上の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）	第９節 生活必需品の確保	（市）商工課	１(3) 各家庭における１週間分程度の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）

230	**第８節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係** **２　中部電力株式会社における措置**	**第８節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係** **２　中部電力株式会社における措置**
232	(3) 安全広報 テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。	(3) 安全広報 テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。 表記の整理
234	**第９節　生活必需品の確保** **１　市における措置** (3) 各家庭に対する周知 イ　地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、３日分以上（可能な限り１週間分程度）の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないこと。	**第９節　生活必需品の確保** **１　市における措置** (3) 各家庭に対する周知 イ　地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないこと。 表記の整理
	第１０節　金融対策 **１　東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置** (1) 預金取扱金融機関への措置 イ　取引者に対する営業停止等の周知徹底 営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。 (2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。 (3) 証券会社等への措置 イ　業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。 (4) 電子債権記録機関への措置 ア　強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣	**第１０節　金融対策** **１　東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置** (1) 預金取扱金融機関への措置 イ　取引者に対する営業停止等の周知徹底 営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。 (2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。 (3) 証券会社等への措置 イ　業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。 (4) 電子債権記録機関への措置 ア　強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣 表記の整理 表記の整理 表記の整理

	言時の対応 （ｲ） 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。	言時の対応 （ｲ） 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。	
240 245	**第５章　市及び県が管理又は運営する施設に関する対策** **第５節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置** (2) 市警戒本部の本部が置かれる市の庁舎･事務所を管理する者は、(1)に掲げる措置をとるほか、県警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。(略) (4) 市の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、「本編本章第４節の２」に掲げる措置をとるとともに、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。	**第５章　市及び県が管理又は運営する施設に関する対策** **第５節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置** (2) 市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎･事務所を管理する者は、(1)に掲げる措置をとるほか、県警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。(略) (4) 市の防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、「本編本章第４節の２」に掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。	表記の整理